

平成23年瑞穂町教育委員会第8回定例会 会議録

平成23年8月25日瑞穂町教育委員会第8回定例会が瑞穂ビューパーク・スカイホールに招集された。

1 出席委員は、次のとおりである。

1番 森田 義男 君 ・ 2番 戸田 祐佳 君 ・ 3番 清水 浩昭 君 ・ 4番 岩本 隆 君
5番 大澤 利夫 君

1 欠席委員は、次のとおりである。

なし

1 説明のため出席した者の職氏名は、次のとおりである。

教育長（再掲） 岩本 隆 君 ・ 教育部長 坂内 幸男 君 ・ 教育課長 村野 香月 君 ・ 指導課長 黒羽 次夫 君
社会教育課長 横沢 真 君 ・ 社会教育課主幹 吉岡 和彦 君 ・ 図書館長 桶田 潔 君
庶務係長（事務局） 大沢 達哉 君

1 本日の傍聴者 なし

1 本日の議事日程は、次のとおりである。

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 委員長・教育長 業務報告

日程第3 議案第34号 瑞穂町立学校個人情報管理規程の一部を改正する訓令

日程第4 議案第35号 瑞穂ビューパークの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

日程第5 議案第36号 平成23年度一般会計補正予算(第3号)の原案中教育に関する部分の意見聴取について

開会 午前9時00分

大澤委員長 ただいまの出席委員は、5名であります。定足数に達しておりますので、これより平成23年瑞穂町教育委員会第8回定例会を開催いたします。ただちに本会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

大澤委員長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第28条の規定により委員長において、1番森田委員を指名いたします。

大澤委員長 日程第2、委員長・教育長業務報告を行います。初めに教育長より報告願います。

岩本教育長 業務報告につきましては、別紙記載のとおりです。

大澤委員長 委員長の業務報告につきましても、別紙記載のとおりです。

大澤委員長 今までの報告で何かご質問はございませんでしょうか。

大澤委員長 質疑もないようですので、以上で業務報告は終了いたします。

大澤委員長 日程第3、議案第34号、瑞穂町公立学校個人情報管理規程の一部を改正する訓令を議題とします。提案者より提案理由の説明を求めます。

岩本教育長 議案第34号、瑞穂町立学校個人情報管理規程の一部を改正する訓令について、提案理由のご説明を申し上げます。瑞穂町立学校個人情報管理規程の個人情報の外部持ち出し基準を改めるため、規程の一部を改正する必要があるため本案を提出するものです。附則といたしまして、この訓令は、発令の日から施行するものです。

詳細につきましては、担当者に説明させます。

指導課長 説明いたします。本案は、教員一人1台のパソコン整備に伴い、個人情報の外部持ち出しを原則禁止にするなど、個人情報の持ち出し基準などを改めるに当たり、規程の一部を改正する必要があるため、提案するものです。具体的には、新旧対照表の5～7ページをご覧ください。

旧の欄に、別表で個人情報取扱基準を示しています。このように今までは、持ち出し禁止となる分類Aの個人情報と校長承認により持ち出しが可能な分類Bの個人情報に分けて管理していましたが、この分類そのものをやめ、別表を削除しました。

新旧対照表の1ページにお戻りください。第9条は、個人情報の分類をやめ、ただし書きに記載した場合を除き、個人情報の持ち出しを禁止にします。第10条は、パソコンや記録媒体の外部への持ち出しや個人情報の外部への送信の制限、また、離席時における第三者の閲覧防止策を講じることについて規定します。第12条を第11条に、第13条を第12条にそれぞれ改めます。第13条は、保有個人情報のアクセス制限について規定します。第14条は、保有個人情報の記録について規定します。第16条を第15条に、第17条を第16条に、第18条を第17条にそれぞれ改めます。

先ほどの説明のとおり、別表を削除します。様式第1号、第2号をそれぞれ新旧対照表のとおり改め、様式第3号、第4号を削除します。なお、この規程の一部改正の訓令は、発令の日から適用するものです。以上で説明を終わります。

大澤委員長 以上で説明が終わりました。これより質疑にはいります。何かご質問はございませんでしょうか。

森田委員 2点お伺いします。改正後の9条において、原則禁止となっていますが、ただし書き以降は可能となっています。修学旅行等で保険証のコピー等を持ち出すことになると思います。宿泊が終わった後の処理はどのようにするのでしょうか。また、USBメモリーの使用は不可と考えて良いのでしょうか。

指導課長 1点目につきましては、様式1号でチェックすることとしています。2点目につきましては、基本的にUSB

メモリーは一切禁止としています。

森田委員

USBメモリーに関してはただし書きで規定されています。情報へのアクセスということですが、サーバーで管理していると思います。担任の教員が見られる範囲は決まっているのでしょうか。

指導課長

13条でアクセスの制限を規定しています。ただし、だれでもアクセスは可能です。区分を設ける予定です。

森田委員

他学年の内容も見られるということでしょうか。

指導課長

現状のシステムではそこまで規制するのは無理です。今後、対応していきます。

森田委員

必要のないところまでアクセスできるのは良くない。セキュリティポリシーが必要となる。その点について、教員に指導をする必要があります。

指導課長

サービスの管理ということで、毎回校長連絡会で指導しています。教員に対して研修をしてもらい、校内規程を作成してもらいます。

森田委員

報道で先生から情報が漏れてしまうということが多い。教員に対する指導の徹底が必要となります。校長や副校長で管理しきれるかということもありますので、教育委員会のバックアップが必要となります。

指導課長

今後、1人1台のパソコンが整備されます。一部例外はありますが、個人情報の持ち出しは一切禁止となります。教員に個人情報の重要性を認識してもらうためにも今回改正をします。また、教員に対する指導を徹底していきます。

戸田委員

教員は忙しいため、自宅でも仕事をしているようです。緊急な連絡も時にはあります。夜間や休日ということもあります。そういうところも勤務時間内ですということになるのでしょうか。

指導課長

個人情報以外の情報は持ち出すことは可能です。また、緊急時などで校長の許可があれば可能となります。

大澤委員長

ほかに質疑もないようですので、質疑を終結いたします。これより議案第34号に対する討論を行います。

各委員

討論なし。

大澤委員長 討論もないようですので、討論を終了します。それでは、お諮りします。議案第34号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

各委員 異議なし。

大澤委員長 異議なしと認め、議案第34号は原案どおり可決されました。つづいて、日程第4、議案第35号、瑞穂ビューパークの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則を議題とします。提案者より提案理由の説明を求めます。

岩本教育長 議案第35号、瑞穂ビューパークの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について、提案理由のご説明を申し上げます。瑞穂ビューパークの休館日、休場日、申請の受付期間、使用料の減免範囲、附属設備、様式等を改めるため、規則を改正する必要があるため、本案を提出するものです。附則といたしまして、この規則は、平成23年9月1日から施行するものです。ただし、第2条の改正規定は、平成24年4月1日から施行するものです。

詳細につきましては、担当に説明させます。

社会教育課長 説明いたします。新旧対照表をご覧ください。第2条は、スカイホールの休館日と競技場の休場日を分け、利用者の利便性の向上をはかります。また、休館日が「休日」に当たるときは、「その翌日以後初めて到来する日曜日若しくは土曜日又は休日でない日」に改めるものです。同条第2項は、競技場の休場日を毎月16日と定めるものです。ただし、この日が日曜日若しくは土曜日又は休日に当たるときは、この日以後初めて到来する日曜日若しくは土曜日又は休日でない日とするものです。同条第3項は、「前2項の規定にかかわらず、瑞穂町教育委員会（以下「委員会」という。）が特に必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日又は休場日を定めることができる。」とするものです。

第3条は、文言を整理するものです。第4条第1項は、瑞穂ビューパーク施設等使用申請書（甲）（乙）と瑞穂

ビューパーク附属設備等使用申請書を「申請書兼使用料減免申請書」をそれぞれに加えるものです。同条第4項は、文言を整理するものです。第6条は、瑞穂ビューパーク使用承認書(甲)(乙)及び瑞穂ビューパーク附属設備等使用承認書を「承認書兼使用料減免承認書」をそれぞれに加えるものです。これまでは、申請者は、減免申請書を別様式に記載したものを1枚にし、利便性の向上と事務の効率化のために内容を改正するものです。

3ページをご覧ください。第10条第1項は文言の整理と公的機関と公共的団体の減免を明確にするために改正ものです。同条第3項は、使用料の減額又は減免を受けようとするときの申請書関係、同条第4項は承認書関係の様式を改めるものです。第11条は、様式第10号を様式第8号に改め、同条第2項に「委員会は、使用料の還付を承認したときは、瑞穂ビューパーク施設等使用料還付通知書(様式第9号)を交付する。」を加えるものです。

4ページですが、第12条、第13条は、文言を整理するものです。別表第1(第4条関係)は、文言の整理と大ホールロビーを使えるようにするものです。

5ページの競技場は、ホールと競技場を同時に使用する場合には、7ヶ月前から申込みができるように変更するものです。別表第2(第9条関係)の附属設備等使用料については、古くなったり、使用ができなくなったものを削除するものです。新規では、プロジェクターを追加するものです。様式第10号を削るものです。以上で説明を終わります。

大澤委員長 以上で説明が終わりました。これより質疑にはいります。何かご質問はございませんでしょうか。

戸田委員 この改正に関する情報の周知はどのようにするのでしょうか。

社会教育課長 広報紙やホームページを活用します。また、予約システムに掲示してPRしていきます。

大澤委員長 ほかに質疑もないようですので、質疑を終結いたします。これより議案第35号に対する討論を行います。

各委員 討論なし。

大澤委員長 討論なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第35号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

各委員 異議なし。

大澤委員長 異議なしと認め、議案第35号は原案どおり可決されました。つづいて、日程第5、議案第36号、平成23年度一般会計補正予算（第3号）の原案中教育に関する部分の意見聴取について、を議題とします。提案者より提案理由の説明を求めます。

岩本教育長 議案第36号、平成23年度一般会計補正予算（第3号）の原案中教育に関する部分の意見聴取について、提案理由のご説明を申し上げます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、平成23年度一般会計補正予算（第3号）の原案中、教育に関する事務に係る部分について、意見を求められたので、本案を提出するものです。

詳細につきましては、担当者に説明させます。

教育課長 一般会計補正予算第3号について、教育課所管のものを説明します。2ページをご覧ください。歳出になりますが、1、教育委員会点検・評価有識者謝礼について、62千円減額し、41千円とします。事業完了による減額です。2の自動車購入費と14の二中プールろ過機取替工事費ですが、いずれも契約差金による減額です。以上で説明を終わります。

指導課長 一般会計補正予算第3号について、指導課所管のものを説明します。1ページをご覧ください。まず、歳入ですが、1から5までは、東京都の補助事業、及び委託事業の交付内示に伴う予算科目の新設です。補助率は、1が1/2、2から4は、委託事業のため100%都から委託金が支給されます。各事業の詳細は、歳出で説明いたします。

7、臨海学校借上バス保護者等負担金は、震災による電力不足でJRが貸切専用列車を運行しないため、今

年度の臨海学校は、急遽、バスを借り上げることになりました。そのため、保護者や引率者から徴収するバス代を納入する科目として新設するものです。

次に、歳出について説明します。 3、学校と家庭の連携推進事業支援員等謝礼は、四小と二中が「学校と家庭の連携推進事業」の交付内示を受けたため、74万円を新規計上します。支援員及びスーパーバイザーへの謝礼です。 4、土曜日補習外部指導者謝礼は、二中が「公立小・中学校土曜日補習の充実に係る外部指導者活用支援事業」の交付内示を受けたため、34万4千円を新規計上します。土曜日の補習の外部指導員への謝礼です。

5から 7までは、一小と瑞中が「自校の教員による採点調査研究校事業」の交付内示を受けたため、講師謝礼で5万円、消耗品費で7万円、備品で8万円をそれぞれ新規計上します。自校の教員による採点の試行に基づく、児童・生徒の学力向上を図るための取り組みに対する経費です。

8、 10、 13は、二小と四小が「スポーツ教育推進校事業」の交付内示を受けたため、講師謝礼で31万4千円、消耗品費で67万6千円、備品で1万円をそれぞれ新規計上します。児童のスポーツ教育の推進に係る取り組みに対する経費です。

9、 11、 12は、一小と三小が「言語能力向上推進事業」の交付内示を受けたため、講師謝礼で60万6千円、消耗品等の事業費で33万9千円、図書で25万3千円をそれぞれ新規計上します。児童の言語能力の向上を図る取り組みに対する経費です。以上で説明といたします。

社会教育課長 続きまして、社会教育課所管分を説明します。1ページをお開きください。

歳入ですが、 6雑入で青少年国際交流事業宿泊研修参加者負担金9万2千円を減額します。 9子どもリーダー宿泊研修会参加者負担金は7月に実施した実績です。いずれも、東日本大震災の影響で青少年国際交流事業が平成23年度には実施できないため変更するものです。

次に歳出です。2ページをご覧ください。

15及び16は、社会教育費の青少年対策費の青少年国際派遣交流事業謝礼32万円、青少年国際交流事業運営費80万7千円を減額するものです。17ビューパーク運営費の職員普通旅費は、スカイホール外壁等補修工事の材料検査のための旅費です。18は、地上デジタル放送のためのテレビを買い替え、その契約差金です。以上で説明いたします。

社会教育課主幹 説明します。1ページをご覧ください。8のスポーツ振興くじ助成金ですが、町営グラウンド庭球場改修工事に関する事で、交付決定に伴う新規計上になります。

2ページをご覧ください。19ですが、中央体育館照明設備工事の取りやめに伴い、修繕料の増額となります。20ですが、シルバー人材センターへの委託で対応できない高所の伐採に伴う増額です。21ですが、契約差金による減額です。22ですが、工事取りやめによる減額です。以上で説明を終わります。

大澤委員長 以上で説明が終わりました。これより質疑にはいります。何かご質問はございませんでしょうか。

清水委員 歳出の12において3点お伺いします。1点目、何冊購入予定でしょうか。2点目、図書の選定方法はどのようにするのででしょうか。3点目、図書はどこに所蔵するのででしょうか。

指導課長 1点目につきましては、これから冊数の詳細を学校とつめることとしています。予算積算上は、三小が20冊、五小が50冊としています。2点目につきましては、授業や日常で使用できるものを選定します。また、教員の研究用も対象とします。3点目につきましては、児童・生徒用の図書は図書室に所蔵します。

清水委員 選定方法における決定のプロセスはどのようになっているのでしょうか。

指導課長 学校で図書を選定し、東京都に提示し、東京都から内示をもらいます。その後、補正予算を議会で承認してもらい購入ということになります。

戸田委員 歳出の4について伺います。土曜日補習ですが、何人ぐらい受けているのでしょうか。また、瑞中でも同様に土曜日補習ができるようにしてほしい。

指導課長 英語と数学の補習で2名が教えており、20名ほどが受講しています。瑞中につきましては、定期テストの1週間前に放課後補習ということで教員が実施しています。土曜日補習につきましては、引き続き学校に働きかけをしていきます。

森田委員 2点お伺いします。1点目、歳出の3ですが、支援をする方はどのような方なのでしょうか。今まで関わってきた方なのでしょうか。2点目、歳出の19と22ですが、当初工事を予定していたのが修繕ということになったようですが、中央体育館を今後どのようにしていくのでしょうか。

指導課長 1点目につきましては、4月から人選を進め、小学校は家庭をよく知っている方、中学校は生徒と話せる方を基準としました。なお、新規の方をお願いする予定です。

社会教育課主幹 2点目につきましては、体育館の天井の照明の交換、駐車場の照明の交換及び地下の照明の交換ということで、修繕で対応できるため変更するものです。また、第4次長期総合計画において、中央体育館の建て替えについて記載しています。

大澤委員長 ほかに質疑もないようですので、質疑を終結いたします。これより議案第36号に対する討論を行います。

各委員 討論なし。

大澤委員長 討論なしと認めます。それでは、お諮りします。議案第36号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

各委員 異議なし。

大澤委員長 異議なしと認め、議案第36号は原案どおり可決されました。以上をもって、本定例会に付議された案件は、すべて終了いたしました。これにて平成23年瑞穂町教育委員会第8回定例会を閉会いたします。ご苦労様でした。

閉会 午前9時45分

この会議録は、書記の記載したものであるが正確を証するためにここに署名いたします。

瑞穂町教育委員会委員長

瑞穂町教育委員会委員